

生活福祉資金
不動産担保型生活資金
(土地・建物担保)

要保護世帯
向け

貸付制度のご案内

～住みなれたわが家で自立した老後を送れるように～



お住まいの
不動産を担保に
生活資金を
お貸しします。

ふれあいネットワーク



社会福祉
法人

愛知県社会福祉協議会

要保護世帯向け 不動産担保型生活資金の利用について

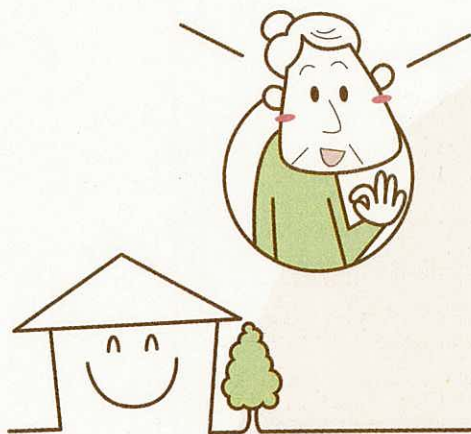


「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」は、生活保護が必要であると保護の実施機関が認めた高齢者の方で、一定の居住用不動産を持ち、将来もそこに住み続けることを希望される場合に、その不動産を担保にして生活資金をお貸しする制度です。



現在、居住用不動産（概ね評価額500万円以上）を保有しながら生活保護を受けている世帯、又はこの資金を利用しなければ生活保護を受けなければならない世帯であると保護の実施機関が認めた場合は、生活保護に優先して、まずこの貸付金を利用させていただくことになります。

なお、貸付限度額まで貸付金を利用し、貸付が終了した後、要件を満たす場合には生活保護が適用されます。



貸付対象は？

次のいずれにも該当する世帯

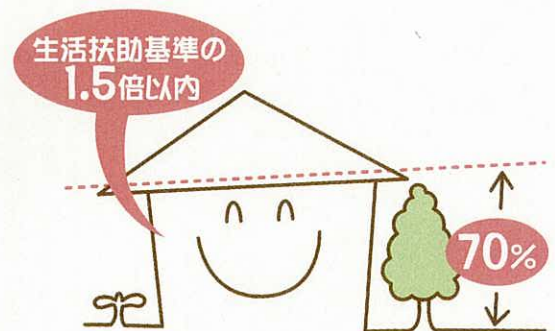
- 担保となる不動産に居住し借入申込者が単独で所有（同居の配偶者との共有を含む）していること
※概ね評価額500万円以上（不動産の評価は愛知県社会福祉協議会の指定する不動産鑑定士が行います。）
- 将来にわたり住居を所有し、又は住み続けることを希望していること
- 不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと
- 不動産の所有者が原則65歳以上であること
- 本貸付金を利用しなければ生活保護を受けなければならない世帯であると、保護の実施機関が認めた世帯であること。



貸付金額・貸付期間は？

貸付内容

- 貸付限度額 居住用不動産の評価額の70%（集合住宅は50%）
- 貸付月額 生活扶助基準額の1.5倍以内（保護の実施機関の証明による）
- 貸付期間 貸付元利金（貸付金+利子）が貸付限度額に達するまでの期間又は、貸付契約の終了時（借受人死亡時）までの期間
- 据置期間 契約の終了後3か月以内
- 償還期限 貸付契約の終了後時に一括償還
- 貸付利率 年3%または銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率
- 償還の保全措置 居住する不動産に根抵当権を設定

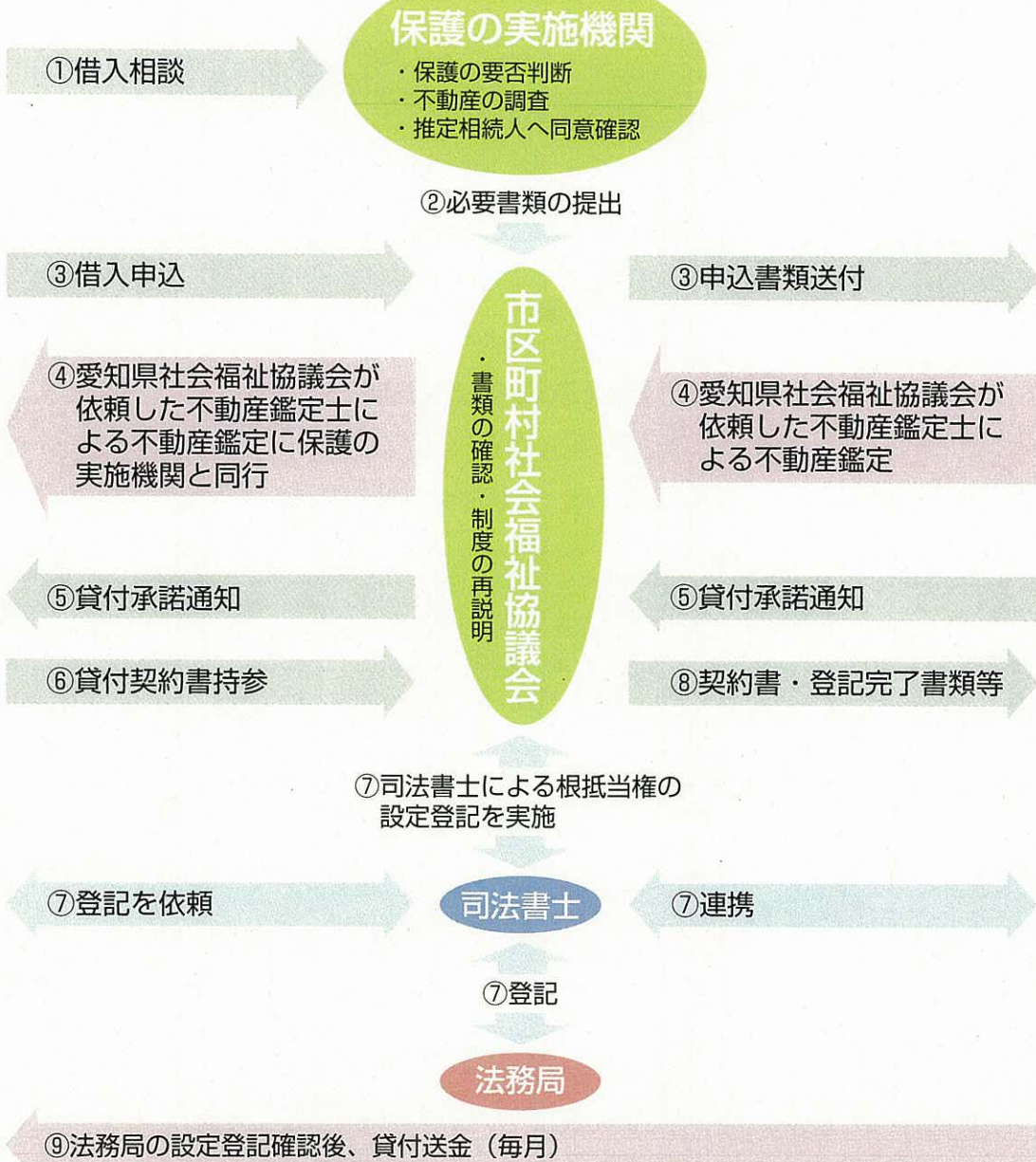


申込方法・返済方法は？

手続きの流れ

借入申込者（土地・建物所有者）

愛知県社会福祉協議会



※借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人が不動産を売却して貸付金及び利子を愛知県社会福祉協議会へ償還



留意事項

借入れにあたってご注意いただきたいこと

1 返済時には不動産を売却することになります。

本資金制度は、あなたの大切な土地・建物を担保として貸付ける制度です。返済にあたっては、その不動産を売却してご返済いただくこととなります。

2 貸付決定まで数カ月かかります。

資金の貸付については十分な相談・不動産鑑定・審査・登記・契約等を行います。貸付決定・送金まで数カ月かかりますのでご了承ください。ただし急迫状況にある世帯については、一旦、生活保護を受けることがあります。

3 申請にかかる費用は保護の実施機関が負担します。

契約前の不動産鑑定に要する費用および契約の担保物件の登記に要する費用は、生活保護の実施機関が負担します。※借入申込みに添付する書類は借受人負担です。

4 同居のご家族が住み続けられなくなる場合があります。

借受人が亡くなった場合は、同居のご家族が住み続けられなくなる場合がありますので、予めご了承ください。

※ただし配偶者の方が65歳以上の場合は、貸付を引き継ぐことにより、住み続けることが可能になります。

5 愛知県社会福祉協議会の承諾なしに増築や改築ができなくなります。

6 愛知県社会福祉協議会の承諾なしに新たな同居人を増やすことはできません。



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域の人々が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、皆で支えあい・学びあい「誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざしています。

社会福祉協議会はすべての市区町村に設置され、地域の住民やボランティア、福祉・保健などの関係機関・団体、行政機関の参加を得て活動をすすめている公益的・自主的な組織で、地域福祉の推進を目的としています。

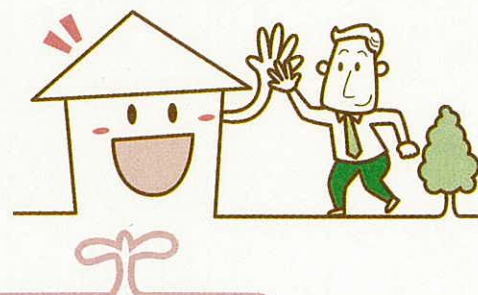
社会福祉協議会は住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や、社会福祉に係わるさまざまな組織・団体と連携をとりながら活動をすすめるとともに、民間性を発揮した福祉サービスの企画と実施に努めています。



生活福祉資金とは？

生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）貸付制度

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得世帯、障害者世帯に対し、資金の貸付と民生委員による必要な援助を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活を確保することを目的に昭和30年に誕生した制度です。制度創設以来、社会情勢の変化等を見据え、時代の要請に即応した制度の改正が図られ「福祉の貸付制度」としてその役割を果たしていきます。「要保護世帯向け長期生活支援資金」は生活福祉資金の資金種類の1つとして、要保護の高齢者世帯に対し居住用不動産を担保に生活費を貸付け、自立を支援し、併せて生活保護の適正化を図るため平成19年度に創設され、平成21年10月に要保護世帯向け「不動産担保型生活資金」に名称変更されました。



問い合わせ先

社会福祉法人 **愛知県社会福祉協議会** 民生児童部

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目4番7号

TEL 052-232-1183 FAX 052-232-2050

相談窓口 お住まいの市区町村の生活保護担当までご相談ください。